

埼玉県からのお知らせです。

こんな悪質商法にご注意!!

**覚えのない未納料金の請求に
ご注意!!**



知らない
番号ね

🔊自動音声
こちらは●●です
未納料金があるため
法的措置に移ります

オペレーターに
つなぐ場合 1を
押してください

オペレーターにつなぐと——

コンビニで
電子マネーを購入して
未納料金を
支払わないと
裁判にかけられます

大変!!



電子マネーを
購入しました

番号は
〇〇〇〇です

守秘義務が
あるので誰にも
話さない
ように



一度騙されると次々に――

他にも
未納料金が
あります

弁護士です
裁判の
取り下げ料
10万円です

追加で
50万円
必要です



注意! 本当に大丈夫!?

キケン!

- 1 非通知や知らない番号からの電話は **詐欺を疑って**
- 2 裁判と言われても慌てず、**周囲の人に相談する**
- 3 コンビニ等で **電子マネーを購入させ番号を教えさせる方法は詐欺**

皆さんからの相談情報が、同様の被害防止につながります。

消費者
ホットライン



埼玉県マスコット
「さいたまもっち」

い や や!
TEL 188



埼玉県マスコット
「コバトン」

最寄りの相談窓口につながります！

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は(市外局番なし)188番にお電話ください。

彩の国  埼玉県

埼玉県県民生活部消費生活課：TEL 048-830-2935